

第135回定期株主総会に於ける議長（長谷川社長）の
違法な議事進行に対する抗議と是正要求書

第135回定期株主総会修正動議提案者

小林麻須男（株主、神奈川県藤沢市在住）

第135回株主総会に於いて、株主の第1号議案に対する修正動議の発言中、議長である長谷川社長の、発言中止ならびに係員を使つてのマイクを取り上げ等の行為は、会社法第304条で認められている株主の提案権を不当に侵害する違法行為であり、ここに文書を持って厳重に抗議するとともに、その是正を求めるものである。

長谷川社長が、発言中止を求めたのは、長くなったから止めろというものである。しかし、株主総会に於ける修正動議提案は、単なる株主の一般発言や質問とは異なり会社法に保証された株主の権利で在り不当に制限されるものではなく、また、今回の提案発言が最終段階に入っていることは、長谷川社長も事前に動議提案者が会社に提出した提案文書を見て承知しているにも係わらず、敢えて結論を言わせないまま不当に発言の中止を強要してきたものである。動議提案者は、こういうことが起こらないよう事前に、武田薬品に、提案文章（別紙参照）を送付し、総会に於ける文書配布もしくはUSBによる画面表示を求めた。（別紙 法務部宛文書参照）しかるに会社は、提案者の提案文書の配布もまたUSBによる画面表示も受け付けず、株主総会の前日、口頭発言は保証するからと口頭発言を求めてきたものである。修正動議提案者は、今回、こうした武田薬品の求めに応じ株主総会に於いて、口頭による修正動議の提案を行ったものである。しかし、長谷川社長は、事前のお互いの約束を破り、一方的に「発言の中止を強要し」、提案者は、結論部分の発言が出来ないまま、「マイクを取り上げられてしまった」のである。

こうした長谷川社長の行為は、総会議長としてあるまじき行為であり、提案者の提案権を奪い、一般株主の提案を聴く権利を奪う会社法304条に違反する重大な違法行為を行ったものであるといわなければならない。（経済同友会代表幹事でもある長谷川社長の行為としては、あまりにも乱暴で度量が狭く、他の批判を受けつけない独善的、強権的やり方を目の当たりにしたのは、株主として驚くべき出来事であった。）

また、修正動議の取り扱いについての議事進行においても、本来、当初議題とは別に、討論・採決を行わなければならない問題であるにもかかわらず、当初議題の採決を先行させ、当初議題が拍手で承認されたから修正動議は否決されたとの詭弁で、修正動議の討論も採

決も行わないまま総会を終結させてしまったのである。この点についても、長谷川社長は総会の議事進行を司る議長として行なわなければならない本来の責務を怠るという重大な違法行為を行ったものであると言わなければならない。

よって、修正動議提案者として、今回の株主総会は重大な違法行為、瑕疵があり、かかる違法行為に対し厳重に抗議するとともに下記の是正措置を行うよう、要求するものである。

記

- ①、今回の株主総会で一連の不適切な議事進行を行った長谷川社長は、株主の権利を著しく侵害したもので在り、株主にたいし謝罪を表明すること。
- ②、本抗議・是正要求文書を貴社公式HP上に掲載すること
- ③、途中で発言妨害された修正動議を、全文印刷し、今回の株主総会報告文書とともに全株主に送付すること。
- ④、会社の公式HP上でも全文掲載すること。
- ⑤、株主総会議事録にも全文掲載すること
- ⑥、今回の修正動議が、討論、裁決いずれも行われなかったということは、審議未了ということであり、次回株主総会において継続審議事項として再審議すること。

以上について、6月30日までに、武田薬品工業長谷川社長並びに株主総会担当法務部の正式回答を求める。

<添付書類>

- i、事前に提出した、武田薬品株主総会修正動議文書（網掛け赤字部分～長谷川社長に寄る発言中止強要部分）
- ii、6月22日、株主総会を司る武田薬品法務部宛 f a x 送信文書

以上